

シンガポール沖マレーシア水域における錨泊

今年度中、シンガポール沖の混雑した水域内の錨泊という問題を扱った（脚注1）。

今回のサーキュラーでは、シンガポール沖のマレーシア水域に錨泊する際に直面する問題について扱う。これまでのところGardに加入する3船が拘留されており、到着をマレーシア当局に通知していなかったこと、Tanjung Pelepas及びJohor港の港域外に錨泊したこと、並びにLight Duesを支払わなかったことで罰金を科せられている。



シンガポール水域の外に「国際水域」がないことはよく知られている。つまり船舶はシンガポールかマレーシアかインドネシアのどれかに位置することになる。マレーシア沖に錨泊する際は、マレーシア水域が他国の境界線による制限を受けない限り、基線から12海里に広がっていることを心に留めておくべきである。

1952年Merchant Shipping Ordinanceの修正条項

1952年マレーシアMerchant Shipping

Ordinanceの491B節（脚注2）は、マレーシア水域内での活動について、どの船舶がDirector of Marineへ報告を行わなければならないのか規定している。当該Directorは船舶に許可される活動に対して、手数料等を含む条件を課すことができる。船舶の所有者、船長、代理店は、同法令に違反することによって有罪となりうるばかりでなく、10万MYR（脚注3）の罰金または2年以下の懲役というリスクを負う。

Marine Departmentは最近Merchant Shipping

Ordinanceを修正し、以下の活動に従事する船舶も含めることとした。

- a. 係船
- b. 溶接やその他の高温作業
- c. 錨泊地でない区域における錨泊
- d. あらゆる水中作業

Director of Marineへの通知は所定労働時間内に最寄りのPort

Officeにおいてなすう、とマレーシアMarine Departmentはアドバイスをしている（脚注4）。

Light Duesの支払いについては、Act 250 である1953年Federation Light Dues

Act（脚注5）によって規定されており、「マレーシア半島内のいかなる港または場所へ入港する航海の途上にあるすべての船舶（免除された船舶を除く）は、所定のLight Duesを支払わなければならない」と記載されている（脚注6）。

For more information please contact Loss Prevention Manager Terje R. Paulsen, email terje.paulsen@gard.no or Loss Prevention Executive Marius Schønberg, email marius.schonberg@gard.no

The information is provided for general information purposes only. Whilst we have taken every care to ensure the accuracy and quality of the information provided at the time of original publication, Gard AS can accept no responsibility in respect of any loss or damage of any kind whatsoever which may arise from reliance on this information. www.gard.no

© Gard AS, December 2009

罰金のリスク

注目すべきなのは、Light

Duesを支払わないことによってひとたび船舶が拘留されると、リリースされるのにむしろ費用がかかる、ということである。登録純トン数×0.20

MYR×10という率が、罰金として徴収されている。当局は、船舶をリリースする前に、地元の登録銀行発行の5万MYRの保証金を要求しうる。Marine

DepartmentはP & Iの代理人よりも地元の登録された船会社代理店との取引を好むようであり、

銀行によるSecurity

Guaranteeの発行を待つ間は（最長5日間かかりうる）、船会社代理店からのLOUのみを承認するであろう。

アドバイス

Light

Duesの不払に対する罰金等はGardの規則47ではカバーされず、そのためP&Iカバーの範囲外となり、マレーシアの水域に入るメンバーとクライアントへのアドバイスは、到着の報告とマレーシアの船会社代理店を通じて行うLight Duesの支払いを準備するためのものである。

（脚注1）Gard損害防止サーキュラー No. 11-09：シンガポール水域における危険な錨泊

（脚注2）MDC Legal Advisers, Merchant Shipping Ordinance 1952, MDC Publishers Printers, 1996.

（脚注3）MYR = マレーシアリングギット

（脚注4）Marine Department Malaysia, Malaysian Shipping Notice MSN 15/2009, dated 13 Oct 2009.

（脚注5）Law of Malaysia, Act 250, Federation Light Dues Act 1953, Reprint 2006

（脚注6）詳細はマレーシアMarine Departmentにて参照のこと www.marine.gov.my/

For more information please contact Loss Prevention Manager Terje R. Paulsen, email terje.paulsen@gard.no or Loss Prevention Executive Marius Schønberg, email marius.schonberg@gard.no

The information is provided for general information purposes only. Whilst we have taken every care to ensure the accuracy and quality of the information provided at the time of original publication, Gard AS can accept no responsibility in respect of any loss or damage of any kind whatsoever which may arise from reliance on this information. www.gard.no

© Gard AS, December 2009